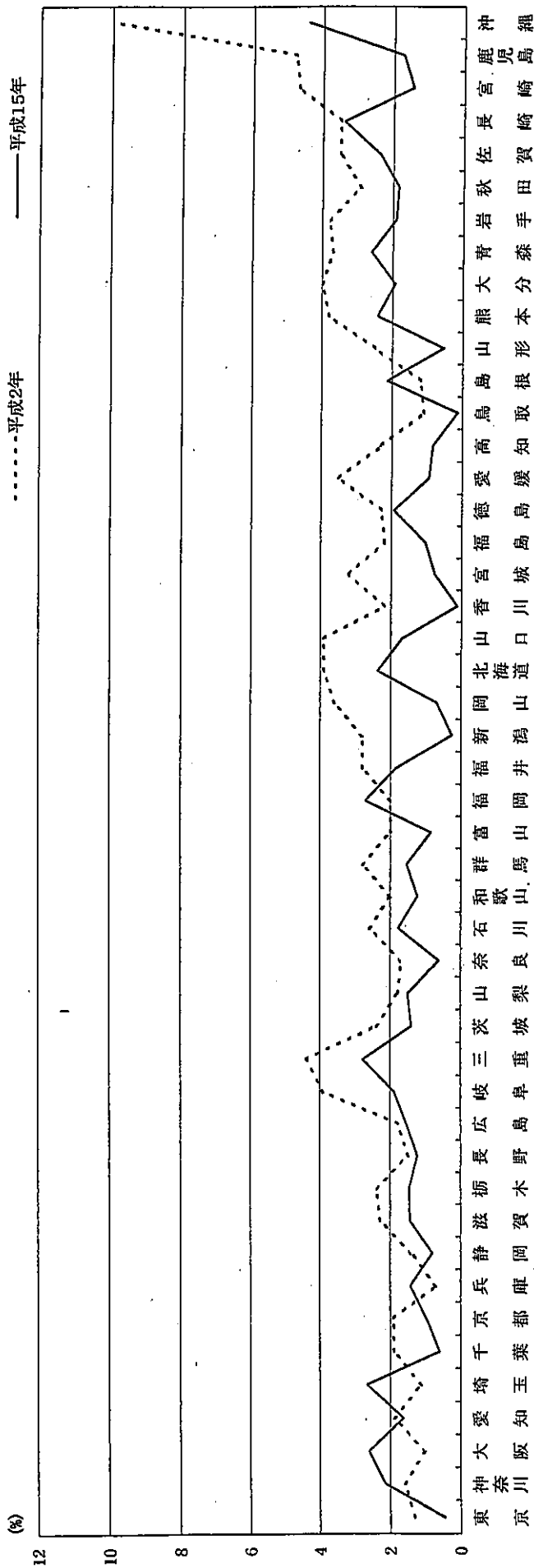


地域別最低賃金の未満率の比較(平成2年度及び平成15年度)

全国・都道府県別未満率

平成2年度(全国平均) 2.1%
 平成15年度(全国平均) 1.6%



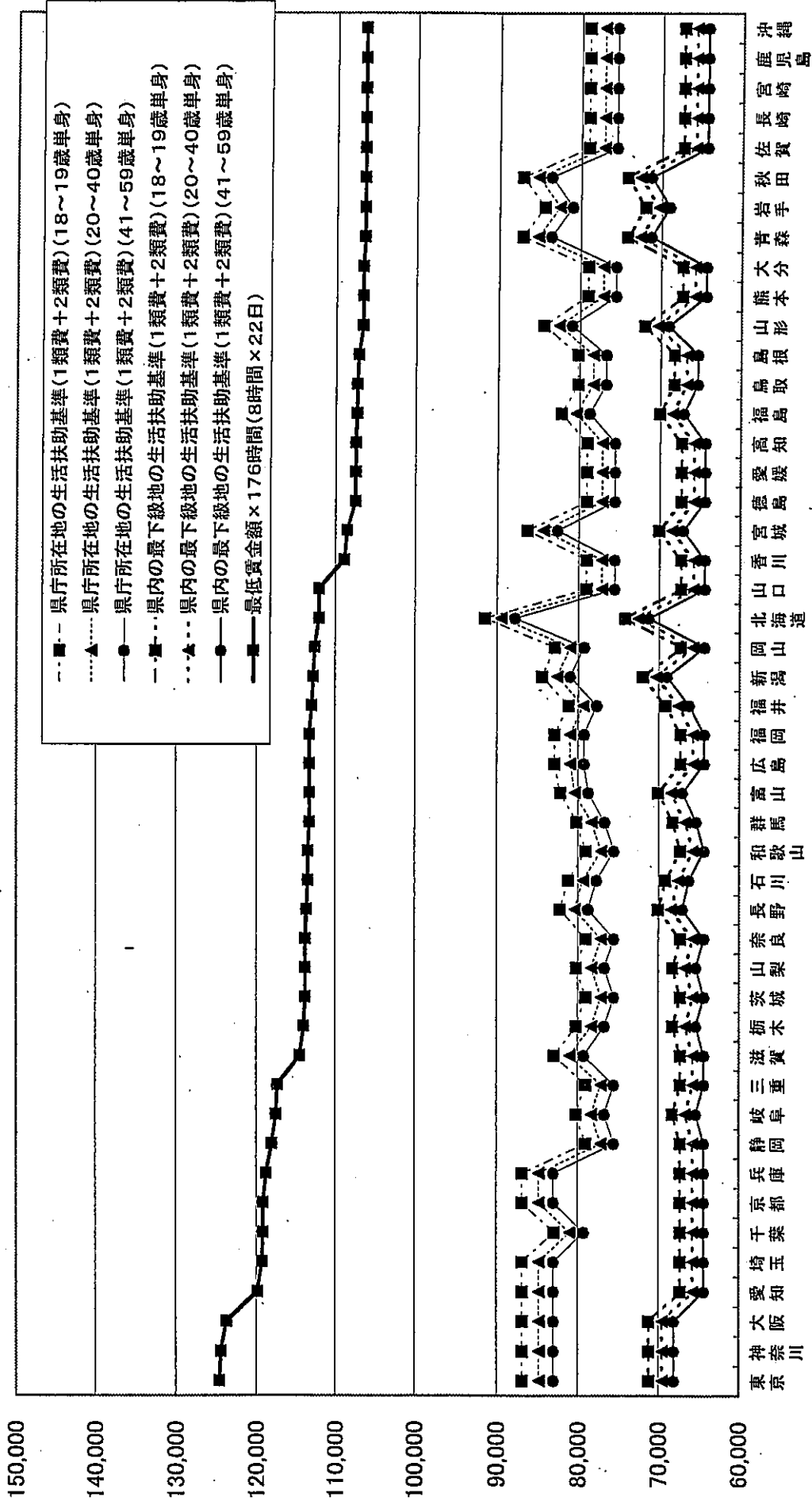
	平成2年	平成15年	全国平均
東京	1.3	0.5	2.1
神奈川	1.6	1.0	2.1
大塚	1.0	1.9	1.6
愛知	1.9	1.1	1.6
埼玉	1.1	1.9	1.6
千葉	1.9	0.6	1.6
京都	1.9	1.0	1.6
兵庫	0.7	1.4	1.6
静岡	1.4	0.8	1.6
滋賀	2.3	1.4	1.6
栃木	2.4	1.5	1.6
長野	1.5	1.2	1.6
岐阜	3.9	1.9	1.6
三重	4.4	2.8	1.6
三城	2.4	1.4	1.6
茨城	1.8	1.5	1.6
山梨	1.7	0.6	1.6
奈良	2.6	1.8	1.6
石川	2.0	1.2	1.6
和歌山	2.0	1.5	1.6
群馬	2.8	0.8	1.6
山馬	2.0	2.7	1.6
富山	2.0	2.7	1.6
福井	2.8	1.8	1.6
新潟	2.8	0.3	1.6
岡山	3.6	0.7	1.6
北海道	3.9	2.4	1.6
山口	3.9	1.7	1.6
山形	2.2	0.5	1.6
島根	1.2	2.1	1.6
鳥取	1.1	0.1	1.6
高知	2.3	0.8	1.6
愛媛	3.5	0.9	1.6
徳島	2.3	1.9	1.6
福島	2.2	1.0	1.6
宮城	3.2	0.8	1.6
香川	2.2	0.1	1.6
山口	2.2	0.8	1.6
山形	2.5	0.5	1.6
熊本	3.8	2.4	1.6
大分	4.0	1.9	1.6
青森	3.7	2.6	1.6
岩手	3.8	1.9	1.6
秋田	2.9	1.8	1.6
佐賀	3.5	2.4	1.6
長崎	3.5	3.4	1.6
宮崎	4.7	1.4	1.6
鹿児島	4.8	1.7	1.6
沖縄	9.9	4.4	1.6
全国平均	2.1	1.6	

資料出所 厚生労働省「最低賃金に関する基礎調査」(平成2年度及び平成15年度)

(注) 全国平均は加重平均値である。

生活保護(生活扶助基準1類費+2類費)と最低賃金

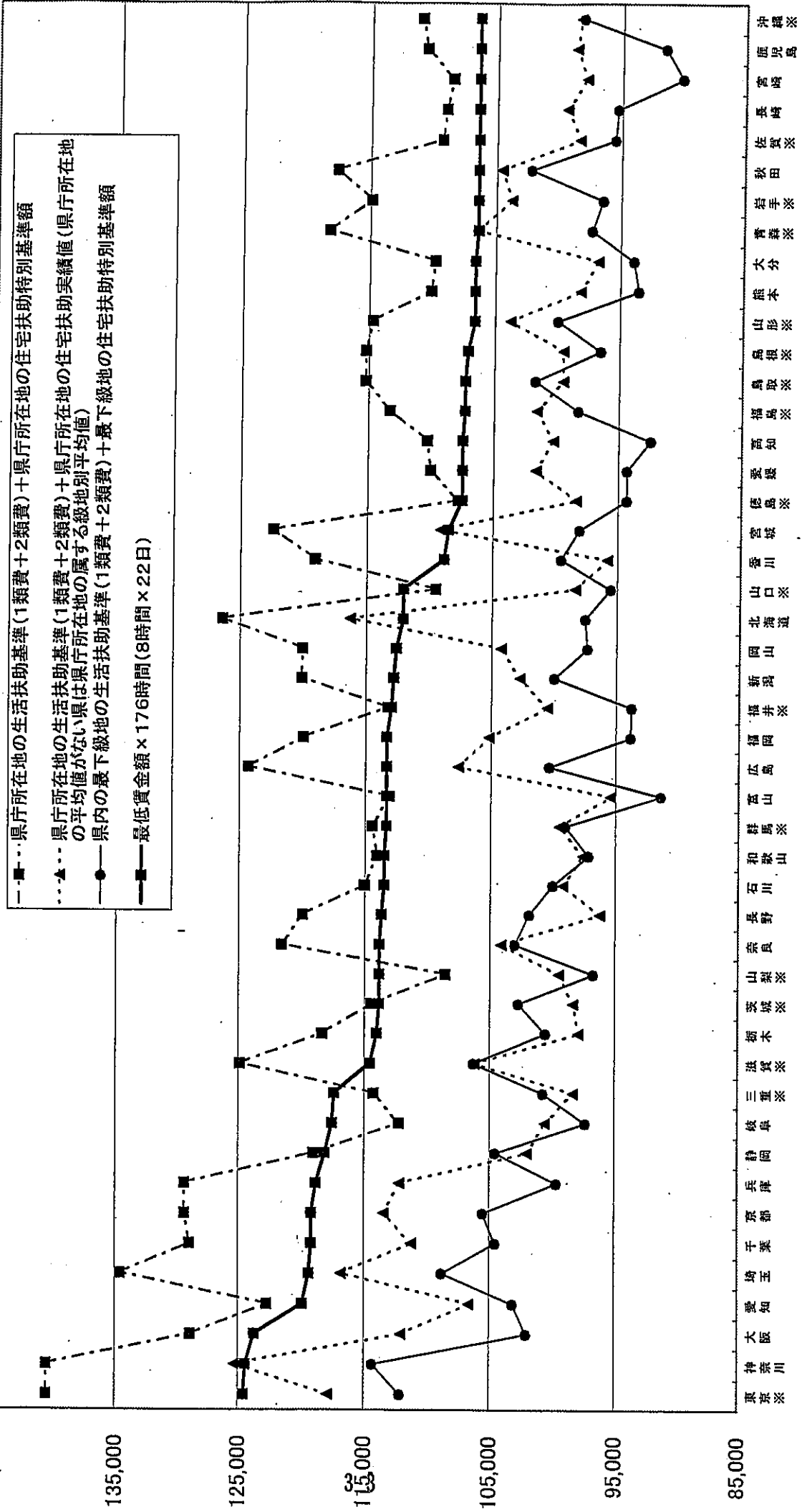
単位:円



(注)生活扶助基準額には冬期加算を含めて計算。

生活保護(生活扶助基準(1類費+2類費)+住宅扶助(特別基準額又は実績値))と最低賃金

単位:円
145,000



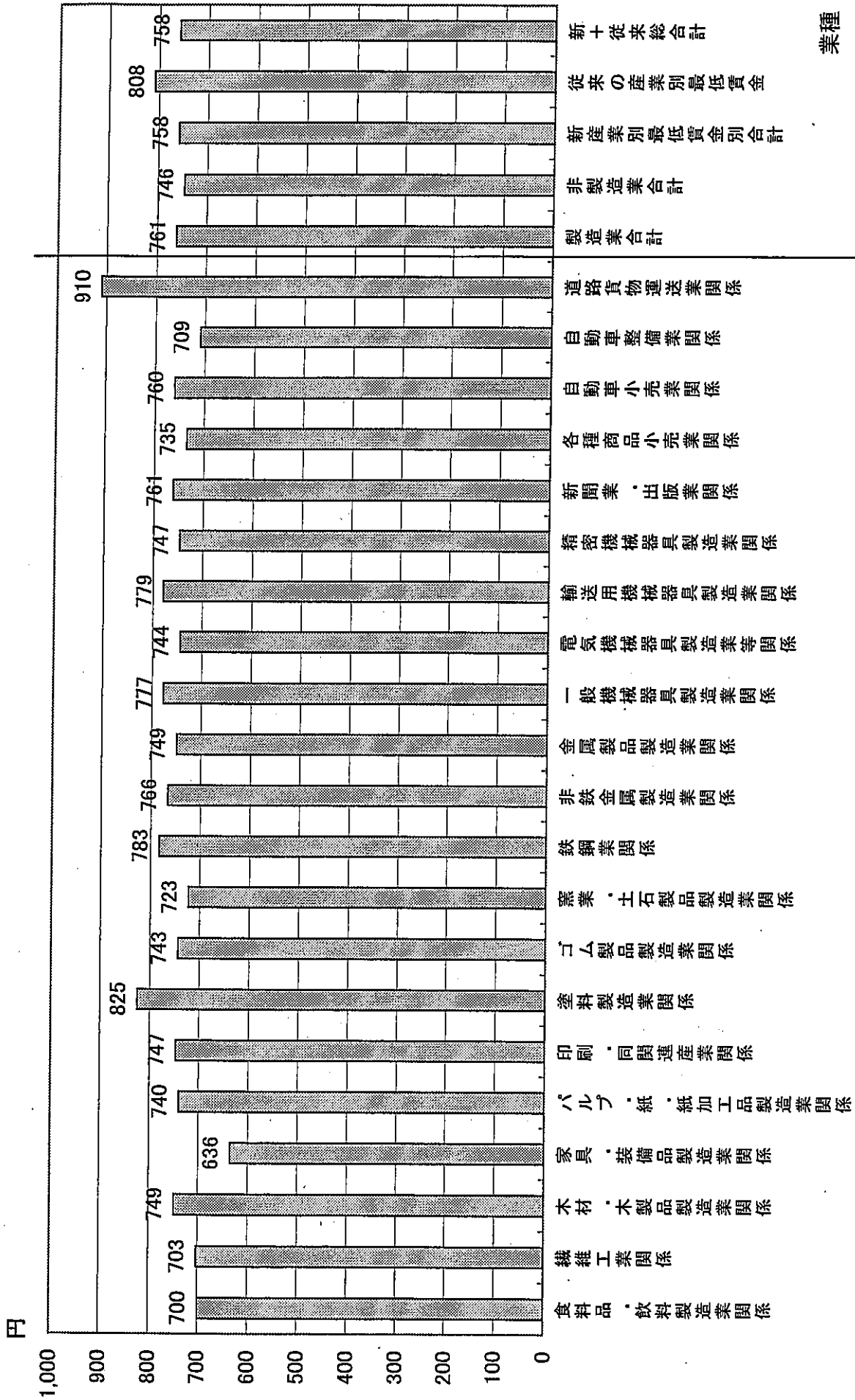
注1)生活扶助基準(1類費+2類費)は18~19歳単身である。
 注2)▲の住宅扶助の平均値については、※がついていない都道府県は県庁所在地の平均値を、※がついている都道府県は県庁所在地の属する級地の平均値を用いて算出。
 注3)生活扶助基準額には冬期加算を含めて計算。

産業別最低賃金の決定件数、適用使用者数及び適用労働者数(平成17年3月現在)

業種	決定件数	適用使用者数 (百人)	適用労働者数 (百人)
食料品・飲料製造業関係	7	4	163
繊維工業関係	9	20	311
木材・木製品製造業関係	1	0.4	9
家具・装備品製造業関係	1	1	18
パルプ・紙・紙加工品製造業関係	3	3	207
印刷・同関連産業関係	2	16	143
塗料製造業関係	4	2	75
ゴム製品製造業関係	1	2	65
窯業・土石製品製造業関係	5	21	282
鉄鋼業関係	23	37	1,727
非鉄金属製造業関係	9	11	457
金属製品製造業関係	6	16	363
一般機械器具製造業関係	27	329	5,837
電気機械器具製造業等関係	46	366	14,553
輸送用機械器具製造業関係	34	198	8,479
精密機械器具製造業関係	10	17	442
新聞業・出版業関係	2	29	553
各種商品小売業関係	32	45	4,761
自動車小売業関係	23	265	2,434
自動車整備業関係	1	10	37
道路貨物運送業関係	1	2	15
製造業合計	188	1,044	33,131
非製造業合計	59	351	7,800
新産業別最低賃金別合計	247	1,395	40,931
従来の産業別最低賃金	3	9	37
新十従来総合計	250	1,404	40,969

- 1 複数の業種にまたがって設定されているものについては、主な業種に計上している。
- 2 適用使用者数及び労働者数は、平成13年事業所・企業統計調査等に基づき推計した適用使用者数及び適用労働者数である。

産業別最低賃金の業種別全国加重平均額(時間額)(平成17年3月現在)

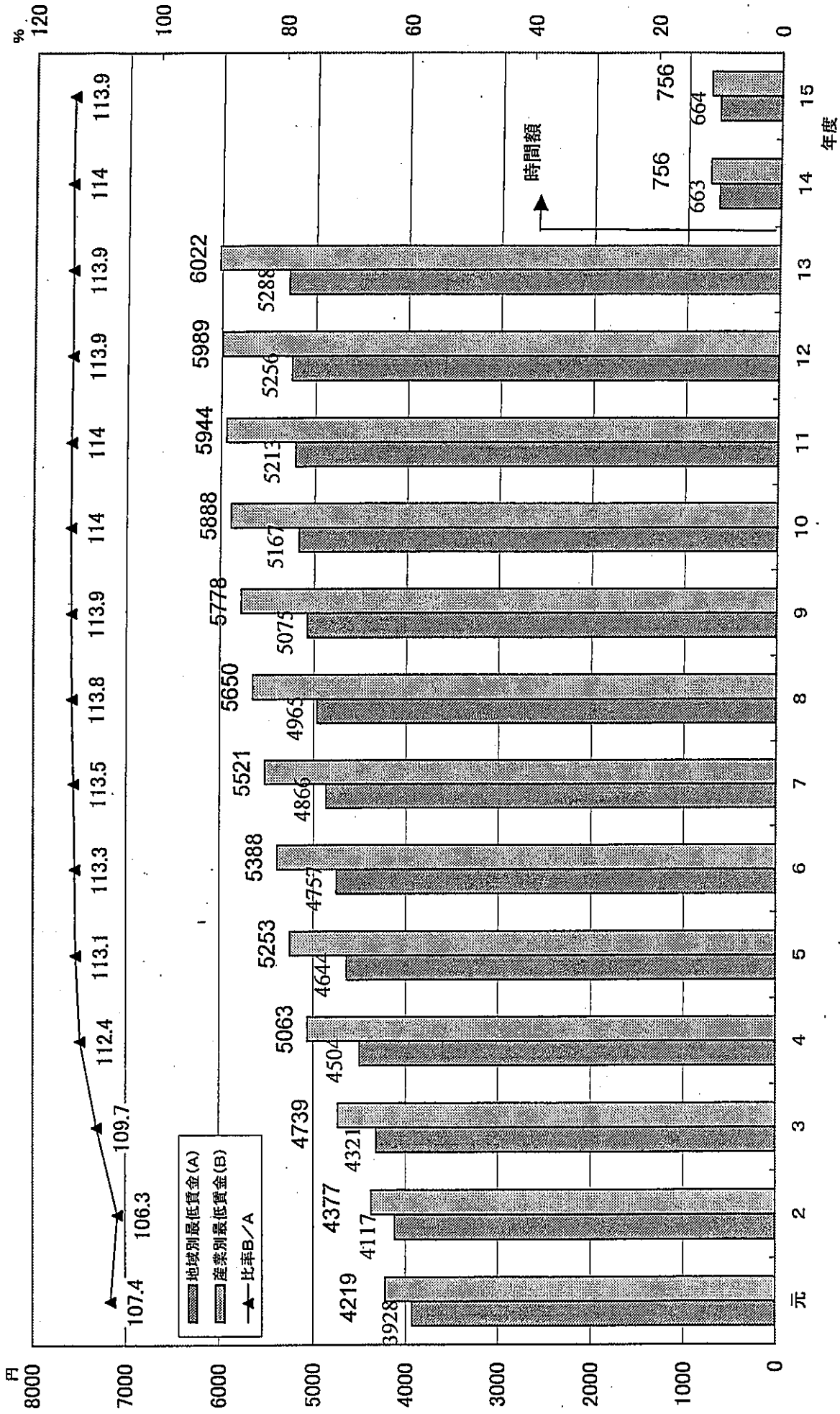


1 最低賃金額は適用労働者数による全国加重平均額である。

2 時間額表示の産業別最低賃金額の加重平均額には、日額のみが設定していない産業別最低賃金は含んでいない。

加重平均額

産業別最低賃金額の地域別最低賃金額に対する比率の推移



1 最低賃金額は適用労働者数による全国加重平均額である。2 地域別最低賃金については、平成14年度から時間額表示のみとなった。
 3 時間額表示の産業別最低賃金額は、日額のみしか行っていない産業別最低賃金額は含んでいない。

産業別最低賃金の労働協約ケースと公正競争ケースの件数の推移

【平成6年度末】

合計250件	
労働協約ケース 53件(21%)	公正競争ケース 197件(79%)



【平成17年3月】

合計247件	
労働協約ケース 89件(36%)	公正競争ケース 158件(64%)

(注) 労働協約ケース：同種の基幹的労働者の1/2以上に最低賃金に関する労働協約が適用されており、協約締結当事者である労又は使の全部の合意による申出によるもの。
公正競争ケース：事業の公正競争を確保する観点からの必要性を理由とする場合であって、当該産業別最低賃金が適用される労又は使の全部又は一部を代表するものによる申出によるもの。